Q1　保険料や掛金の額はどのように決めるのですか。

A1

加入員の方は、毎月の給料と賞与から国には厚生年金保険料を、信用金庫年金には掛金を納めています。保険料と掛金額は、毎月の給料をもとにした標準報酬月額（信用金庫年金では報酬標準給与）と賞与をもとにした標準賞与額（信用金庫年金では賞与標準給与）に保険料率、掛金率を乗じてそれぞれ算出されます。

標準報酬月額（報酬標準給与）：4、5、6月の給料の平均をもとに32に区分された等級に当てはめたもので、毎年9月に定期的に等級の見直しを行います（定時決定）。なお、報酬が大幅に変動になったときにはその都度見直しを行います（随時改定）。

標準賞与額（賞与標準給与）：1回あたりの賞与の額（1,000円未満の額は切り捨て）で150万円が上限です。

加入員が負担する厚生年金保険料率、掛金率

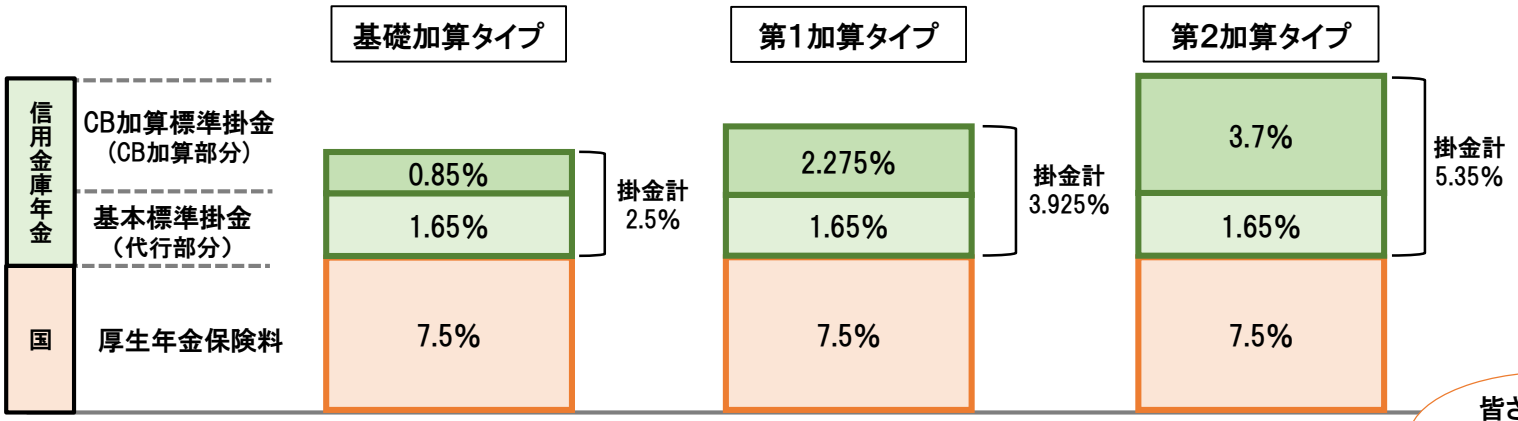

※　上記のほかに、事務費掛金（0.05%）を給料から負担します。
※　給付の厚い順に、第２加算、第１加算、基礎加算と３つの加入タイプがあります。
※　加入タイプは事業所ごとに異なりますので、お勤め先のご担当者様にご照会ください。
※　ご自身が負担する厚生年金保険料額や掛金額は、給料や賞与の支給明細書の控除欄でご確認ください。
※　賞与から納めるのは、国の厚生年金保険料と信用金庫年金の基本標準掛金です。

皆さんが負担する掛金は**非課税**です。

Q2 産前産後休業及び育児休業期間中の掛金の取り扱いはどのようになりますか。

A2 加入員が産前産後休業及び育児休業を取得したときは、信用金庫年金の基本標準掛金のうち代行部分の掛金（免除保険料*）が事業主、加入員ともに免除されます。

信用金庫年金独自の上乗せ給付部分（基本部分のうち付加部分、DB・CB加算部分）の掛金は、産前産後休業及び育児休業期間中も休業前の報酬に基づいて納付していただきます。

なお、育児休業中に免除された掛金は年金額の計算の対象となり、加入期間に算入されますので、年金額が減少するようなことはありません。

免除される期間は産前休業を開始した日が属する月から産後休業または育児休業が終了した月の前月まで（終了した日が月末の場合はその月まで）です。

＊免除保険料：厚生年金基金に加入している事業主及び加入員が厚生年金保険料のうち国に納めることを免除される保険料
＝代行部分の掛金
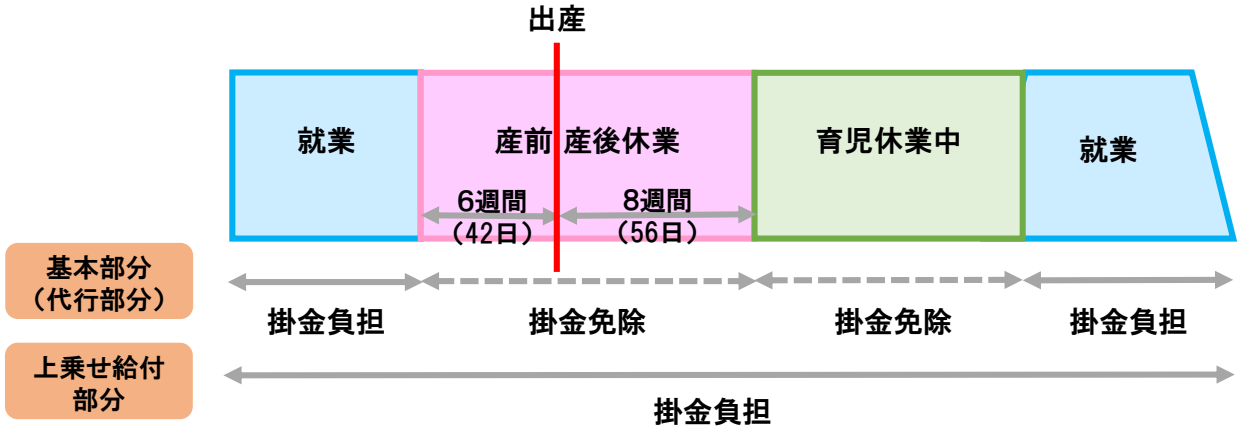
～産前産後休業および育児休業を取得した方の掛金の免除～